

大和郡山市告示第 142 号  
令和元年 12 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画地区計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

大和郡山市長 上田 清

1. 決定に係る都市計画の種類  
大和都市計画地区計画
2. 決定に係る都市計画を定める土地の区域  
小泉町の一部
3. 縦覧場所  
大和郡山市都市建設部都市計画課内